

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 6 日

市内地域密着型サービス事業所 管理者 様

船橋市 健康・高齢部 高齢者福祉課長  
福祉サービス部 指導監査課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る運営推進会議等の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。  
す。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、国内において感染が拡大している状況にあります。

つきましては、指定地域密着型サービス事業所において実施を義務付けられている運営推進会議または介護・医療連携推進会議（以下「運営推進会議等」という。）については、出席者及び利用者等の健康・安全面に配慮する必要があることから、当面の間、下記のとおり取り扱うものといたしますので、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

なお、この取扱いを終了する場合は、別途ご連絡いたします。

記

## 1 運営推進会議等について

運営推進会議等は、書面对応（※）、延期、中止した場合でも、船橋市指定地域密着型サービス事業所においては運営基準違反としないものとします。

なお、会議形式で実施する場合は、入口での体温計測等体調チェックやマスク着用による咳エチケット及び手指消毒の徹底を図る等、感染防止に十分配慮したうえで開催してください。また、運営推進会議等を書面对応、延期、中止した際は、議事録等にその理由を記録してください。

※書面对応・・・出席予定者に対し、運営推進会議等の資料等を送付し、意見照会・報告をすること。

## 2 認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施回数緩和」の要件について

「新型コロナウイルス感染症対策に係る地域密着型サービス外部評価実施回数緩和要件の取扱いについて（通知）」（令和 2 年 3 月 3 日付千葉県健康福祉部健康

福祉指導課長) に示されている取扱いとするものとします。

<通知抜粋>

1 「過去に外部評価を5年間継続して実施していること」について(実施要領第3条(1)ア)

コロナウイルス感染症対策のため、事業所訪問等を延期したことで外部評価が今年度中に完了できず、来年度完了になってしまった場合につきましても、今年度実施したものとします。

2 「運営推進会議が1年間に過去6回以上開催していること」について(実施要領第3条(1)ウ)

各事業所において、既に運営推進会議を今年度5回開催しているものの、コロナウイルス感染症対策のため、やむを得ず第6回目を今年度中に開催しないこととした場合につきましては、当該事業所が「運営推進会議開催に代わる対策の実施に努めている(※)」と市町村が認めた場合には、6回目を開催したものとみなします。

※書面に対応する、延期して実施する等

なお、書面对応とした際は、通常の会議形式の運営推進会議における議事録の代わりに、①書面对応結果(任意様式)、②出席予定者からの意見等の回答(任意様式、出席予定者ごと)の写しを「外部評価実施回数緩和に係る申請書」に添付することとします。

また、運営推進会議の開催を延期した際は、議事録等にその理由を記録してください。

<参照>「新型コロナウイルス感染症対策に係る地域密着型サービス外部評価実施回数緩和要件の取扱いについて(通知)」

(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/shien/gaibuhyoka/top-page.html>

ホーム > くらし・福祉・健康 > 福祉・子育て > 福祉政策 > 地域福祉支援 > 福祉サービス等の評価・公表制度について > 地域密着型サービス外部評価について

<問い合わせ先> 船橋市高齢者福祉課施設整備係 TEL 047-436-2353  
船橋市指導監査課指導監査第二係 TEL 047-404-2712